

# 令和5年度豊島区重層の支援体制整備事業資料

令和5年7月

# 豊島区の概要

- ◎ 巨大ターミナル池袋を有する日本一の高密都市
- ◎ 住民の約1割は外国籍
- ◎ 日本一の単身高齢者世帯割合、公園面積が23区最小など多くの都市課題を有する
- ◎ 文化面では、舞台芸術、マンガ・アニメなどのサブカルチャーのメッカとして賑わうまち

## ○巨大ターミナル“池袋”

- ・ 一日乗降客約270万人

## ○住と商のバランス

- ・ 商業地「池袋」周辺は 住宅地



## 【特徴と課題】

- 日本一の人口密度
- 日本一の75歳以上単身高齢者世帯割合(市区部)
- 一人あたり公園面積が東京23区で最も小さい
- 空き家率が東京23区で最も多い

- ・ 面積...13.01km<sup>2</sup> (23区中18位)
- ・ 人口...289,457人(令和5年3月)  
※ 外国籍の区民は約1割
- ・ 高齢者人口...56,666人(令和5年4月)
- ・ 高齢化率...20.0%(令和4年度)
- ・ 愛の手帳所持者数...1,244人  
(令和5年3月)
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者数  
...3,298人(令和5年3月)



## 【都市ランキング】

- ・ 共働き子育てしやすい街 No.1  
(2017\_目黒DUAL)
- ・ 借りて住みたい街 No.1  
(2017-2020 4年連続\_HOME'S\_池袋駅)
- ・ 住みたい街 No.5  
(2018\_suumo\_池袋駅)

## ピンチをチャンスに！ 4つの柱で持続発展する都市へ

子どもと女性に  
やさしいまちづくり

地方との共生

高齢化への  
対応

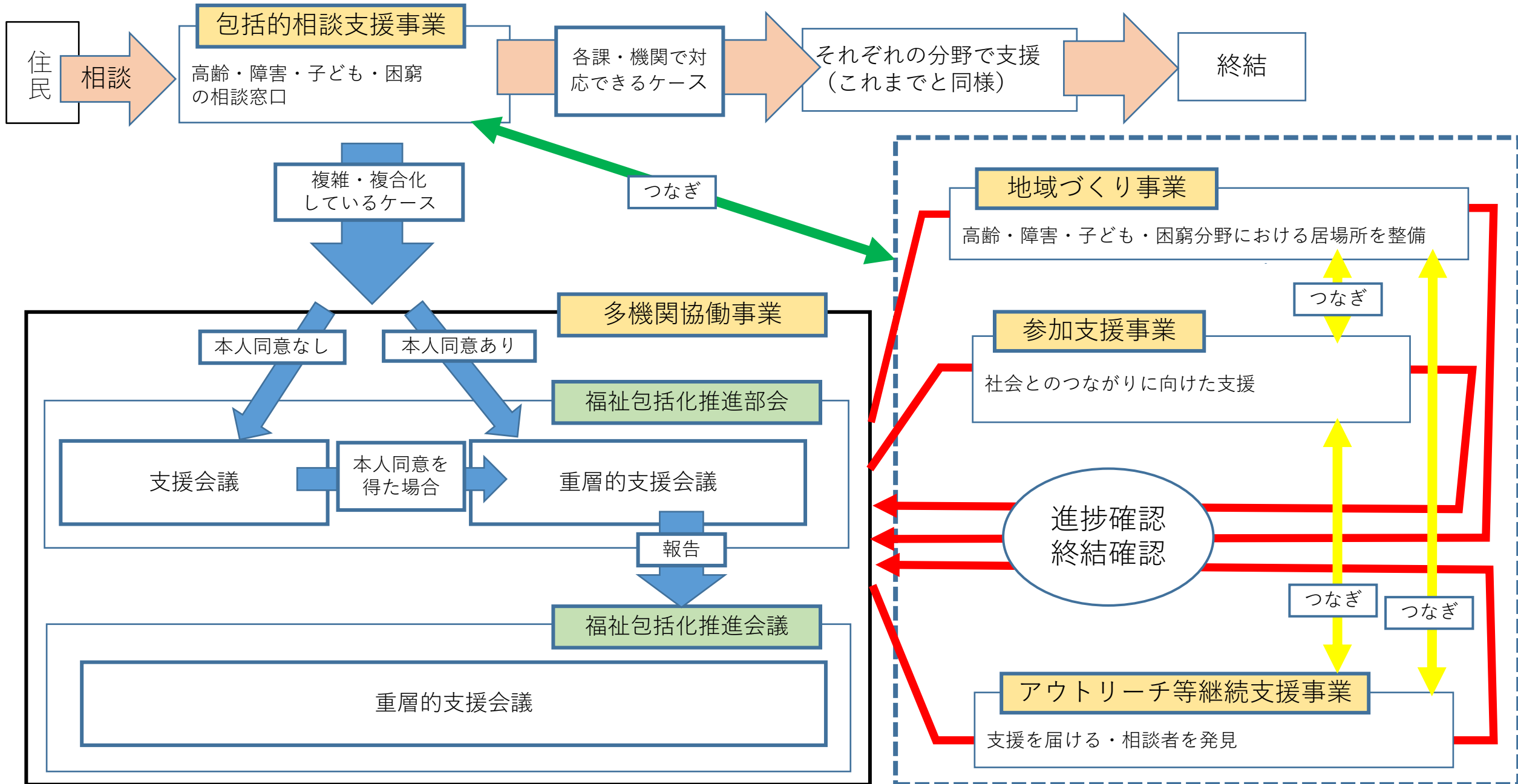
日本の推進力

世界を視野に置いたまちづくり



【国際アート・カルチャー都市】

◎豊島区重層的支援体制の全体像



# 豊島区重層的支援体制整備事業実施計画策定にあたって①

## 策定の背景と目的

近年、個人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、例えば、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下など、支援が必要な事案はこれまでになく複雑化しています。

これに対し、政府は、各自治体における属性横断的な支援に向けた気運の高まりなどを受けて、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、新たに「重層的支援体制整備事業」の定義とそれに対する国及び都道府県の財政支援等を規定することによって、確たる法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築を図ることとしました。

法では、重層的支援体制整備事業は、市町村において属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、当該事業による支援対象者は、地域住民やその世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱える全ての地域住民としています。また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項その他必要な事項を定める計画を策定するよう努めるものとされています。

そこで、豊島区における重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために「豊島区重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

# 豊島区重層的支援体制整備事業実施計画策定にあたって②

## 基本理念

豊島区では、区民等の参画と協働を基本とした基本構想に掲げる将来像「未来へ ひびきあう人 まち・としま」の実現に向け、その具体化を図る基本計画と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

### 基本理念

個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち

## 基本方針

### ① 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

### ② 自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

### ③ 健康で自立した地域生活の促進

すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

### ④ 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO法人、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する新たな支え合いによる地域社会を築きます。

### ⑤ サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。

# 各事業の概要①

## 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の各分野（以下「4分野」という。）において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容などに関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人やその世帯（以下「本人等」という。）に寄り添い、抱える課題を解きほぐし、整理していくものです。

受け止めた相談に対しては、自所属の対象でない相談内容でも断らず、適切に対応できる支援機関につないでいきます。また、本人等が複雑化・複合化したニーズを抱えており、支援機関間の役割分担を整理する必要がある場合は、多機関協働事業につなぎ、分野を超えて連携し、相談者が制度の狭間に落ちることがないように支援します。

豊島区では、平成27年度に福祉総合フロアを本庁舎4階に設置し、ワンストップ相談を開始したほか、令和2年度からは、福祉総合フロアの関係各課及び豊島区民社会福祉協議会の職員に福祉包括化推進員を兼務発令するなど、分野横断的に対応する体制を強化してきました。また、令和5年2月には児童相談所が新たに開設されるなど、区の相談支援はますます重要なものになっています。

今後も、どの窓口からも、様々なお困り事がある方が相談につながるよう「断らない相談支援」に取り組んでいきます。

事業名	実施主体 ※委託の場合は受託機関	R4年度 相談窓口 設置数	R5年度 相談窓口 設置数	設置 形態
高齢者総合相談センター	社会福祉法人等	8か所	8か所	基本型
心身障害者福祉センター (基幹相談支援センター)	区	1か所	1か所	基本型
利用者支援事業（基本型） (子育てインフォメーション)	区	1か所	1か所	基本型
利用者支援事業（特定型） (保育課)	区	1か所	1か所	基本型
利用者支援事業（母子保健型） (池袋保健所、長崎健康相談所)	区	2か所	2か所	基本型
くらし・しごと相談支援センター	豊島区民社会福祉協議会 NPO法人	1か所	1か所	基本型

※上表は社会福祉法に個別に示された事業を例示として記載しており、これ以外にも相談窓口があります。

# 各事業の概要②

## 地域づくり事業

地域づくり事業は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の各分野における既存事業の取り組みを行いながら、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域の自主的な活動の把握や支援者同士のネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチング等を通じ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うものです。

本区では、今後も、従前どおり特定の属性や世代を意識した取り組みを維持しながら、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーターが、地域区民ひろばをはじめとした公共施設等を活用し、世代や属性を超えて交流できる身近な地域の居場所やサロン等の活動場所をつくっていきます。

事業名	実施主体 ※委託の場合は受託機関	R4年度 拠点数	R5年度 拠点数	設置 形態
地域介護予防活動支援事業 (高田介護予防センター、東池袋フレイル対策センターなど)	区、社会福祉法人等	4か所	4か所	基本型
生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーターが配置された高齢者総合相談センター圏域)	社会福祉法人等	4か所	8か所	基本型
地域活動支援センター事業 (地域活動支援センターⅠ型～Ⅲ型)	区、社会福祉法人等	12か所	12か所	基本型
地域子育て支援拠点事業 (子ども家庭支援センター、区立保育園、地域区民ひろばなど)	区、NPO法人	43か所	42か所	基本型
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (CSWが配置された地域区民ひろば)	豊島区民社会福祉協議会	8か所	8か所	基本型

※上表は社会福祉法に個別に示された事業を例示として記載しており、これ以外にも相談窓口があります。

# 各事業の概要③

## アウトリーチ等を通じた継続支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるために行うものです。

本区では、CSWと連携して、自ら支援を求めることができない人に支援が行き届くよう、自宅訪問等を実施し、適切な窓口につながるまで支援を継続します。

事業名	実施主体 ※委託の場合は受託機関	R4年度 配置人数	R5年度 配置人数	運営 形態
コミュニティソーシャルワーク事業	豊島区民社会福祉協議会	18人	16人	委託

### 各分野でのアウトリーチの取組

重層的支援体制整備事業では、属性を問わないアウトリーチを推進していきますが、豊島区では、これまでも様々な分野において、アウトリーチ支援が行われてきました。ここではその一部をご紹介します。

#### 【事例① 池袋保健所】

治療中断や自らの意思で受診できないなどの理由で日常生活に困難をきたしている精神障害者等に対し、精神科医、精神保健福祉士、保健師のチームによる訪問をしています。本人の意向を尊重しつつ、地域で安心した生活が送れるよう医療と生活の環境調整などの支援を行っています。

#### 【事例② 子ども若者総合相談アシストしよ】

子ども若者の居場所の運営者などの支援者からの依頼を受け、心配な利用者が訪れている時間に合わせて子ども若者支援ワーカーが訪問し、支援につなげています。また、相談者が相談窓口まで来ることが出来ない場合は、相談者の希望される場所に相談支援員が訪問しお話を伺っています。

#### 【事例③ 高齢者総合相談センター】

日常の相談対応、高齢者実態調査や熱中症対策訪問から把握した情報により、何らかの支援を必要とする高齢者に対し、見守り支援事業担当の職員が訪問し、日々の困りごとやお気持ちを聞いています。高齢者に寄り添い、継続的に関わりながら、その方に応じた支援やサービスにつなげています。



高齢者へのアウトリーチ



# 各事業の概要④

## 参加支援事業

参加支援事業は、本人等のニーズに対応するため、地域の社会資源（社会福祉施設や企業・商店、サロン等地域住民の活動の場など）を活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものであり、本人等の課題やニーズに対して、地域の社会資源をコーディネートし、マッチングを行います。

本区の暮らし・しごと相談支援センターでは、一人ひとりの状況や課題に応じたオーダーメイドの支援を行ってまいりました。就労支援においては、単に受け入れ企業を探すだけでなく、受け入れやすくなるよう調整し、就労後も本人への定着支援と受け入れ先の支援をしています。

今後も、狭間・個別のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して、社会とのつながりづくりに取り組んでいきます。

事業名	実施主体 ※委託の場合は受託機関	R4年度 配置人数	R5年度 配置人数	運営 形態
くらし・しごと 相談支援センター	豊島区民社会福祉協議会 NPO法人	12人	12人	委託
ひきこもり相談窓口	NPO法人	3人	3人	委託
コミュニティソーシャルワーク事業	豊島区民社会福祉協議会	18人	16人	委託

※上記以外にも参加支援事業があります。

### 参加支援の事例 ～地域生活支援センター「こかげ」より～

Aさんは、地区担当の保健師さんの紹介でこかげにつながった方です。家にひきこもりがちになり、だれとも話さない日が続くとますます気分が落ち込むということでした。もともと人見知りなのでグループで一緒にいるのは苦手とのことでしたが、こかげのオープンスペースでは必ずしも話をする必要はなく、ひとりで静かに過ごすこともできることを伝えると、それなら試してみてもいいかも、ということになりました。最初の数か月は、週に1回、2時間ほど隅の席で持参された本を読んで過ごしていました。次第に顔見知りになってきた他の利用者さんとあいさつを交わすようになり、表情がやわらかくなってきたある日、他の利用者さん同士が障害福祉サービスの話をしているのを耳にして、「“B型”って何ですか？」とご自身からスタッフに質問をされたのです。さっそく、スタッフと一緒にいくつかの事業所見学をしてみることにしました。見学後は、利用するかどうかはすぐには決められないということでしたが、地域生活への参加を一步後押しすることができました。

# 各事業の概要⑤

## 多機関協働事業

多機関協働事業は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整を行い、関係する支援機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、事例全体の調整機能を担い、重層的支援体制整備事業の中心的な役割を果たします。

これまでも、地域包括ケアシステムにおける地域ケア個別会議や要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議など、高齢者・障害者・子ども等の各分野においては複数の機関が協働して支援が行われてきました。しかしながら、近年、様々な分野の課題が複雑に絡み合うことで複合的な支援が必要になる状況が顕在化してきました。

本区では、こうした課題への対応の更なる充実を図り、制度の狭間に陥らせることがないよう、令和元年度より、福祉包括化推進会議を創設しました。

また、令和2年度からは、福祉、子ども、住宅、教育に関する部署と豊島区民社会福祉協議会に、福祉包括化推進員を配置することで、複雑化・複合化した事例への属性を問わない、分野横断的な支援にあたっています。今後も、この取り組みを継続し、令和5年2月に開設した児童相談所にも福祉包括化推進員を設置するなど、必要に応じて拡充に努めます。

事業名	実施主体 ※委託の場合は受託機関	R4年度 配置人数	R5年度 配置人数	運営形態
福祉包括化推進会議	区	推進員 14人	推進員 15人	直営